

## 令和7年度 第4回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録

会議名称	令和7年度 第4回佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	令和8年1月20日(火)午後1時15分～午後3時30分
開催場所	佐倉市役所 議会棟第3委員会室
出席者等	<p>●委 員 阿部委員長、本間副委員長、佐藤委員、荒畑委員、和泉委員、田中委員、中間委員、藤平委員、桑原委員、中川委員、安江委員</p> <p>●事 務 局 こども政策課 辻口課長、田中副主幹、榎主査補、根本主任主事、谷口主任主事 こども保育課 嵩田主査 根郷保育園 田口園長</p>
会議議題	<p>(1) 根郷保育園民営化について ・第2次佐倉市立保育園等の在り方に関する方針の改訂 ・根郷保育園を民営化する際のガイドライン</p> <p>(2) 利用定員の設定について</p>

### 【1 開会】

### 【2 議題等】

#### (1) 根郷保育園民営化について

- ・第2次佐倉市立保育園等の在り方に関する方針の改訂
- ・根郷保育園を民営化する際のガイドライン

#### (2) 利用定員の設定について

### 【3 報告】

- (1) 子育て支援推進委員会と青少年問題協議会の改編
- (2) 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の開始

### 【4 閉会】

## 議題 1 根郷保育園民営化について

(事務局)

事務局から「資料 1 佐倉市立保育園等の在り方に関する方針(第 2 次)改訂版(案)」及び「資料 2 根郷保育園を民間事業者に引き継ぐ際のガイドライン」に基づき、それぞれの資料の修正箇所について説明。

(委員長)

資料 1, 資料 2 について、3 月の委員会で答申いただきたく、現時点でご意見あればお伺いしたい。

(委員)

根郷保育園の民営化が予定どおりに進まなかった場合、入園予定児をどう受け入れるか等の対策を教えてください。

(事務局)

可能であれば、予定どおり令和 11 年度に移行できることが理想だと考える。実際に余裕をもってスケジュールを組んでいる。それをもってしても、スケジュールが間に合わないということがあれば、影響を受ける保護者にできるだけ早めに連絡をする等の配慮を行いたい。特に在園中で新園に転園予定の園児への配慮を優先したい。

(委員)

資料のどこかに「予定どおり開園できるよう努めます。」の一文があるといいと思う。

令和 9 年度に事業者の選定・公表ということだが、プロポーザルを実施するにあたっての選定の要件などは、この委員会で議論するものなのか。

(事務局)

公募要領の内容をこの委員会で諮問させていただきたい。たたき台となる案を令和 7 年度第 5 回の会議でお伺いする。

プロポーザルの評価のポイントについても、令和 8 年度の会議で議論していきたい。

(委員)

令和 8 年度の会議にて、我々委員はどの程度選定等に携われるのでしょうか。

(事務局)

資料2の4ページのGに関する部分が該当する箇所。事業者の提案をどのように評価するのか、どの業者に選定するのか、という部分は、委員の皆様にも携わっていただく。H～Kの部分については、事務局の実施状況を委員の皆様にご報告する流れになる。

（委員）

業者を選定するのに、委員の責任があるという印象を受けた。判断ができるよう、しっかりと資料を読み込ませていただきたいと思う。

（事務局）

今回の会議で、委員の皆様の意見はお伺いする予定であるものの、公募要領の内容決めは、令和8年度以降に行うことになるので、令和8年度の委員会に引き継いでいきたいと思う。

（委員）

通うこどもたちの不利益になるようなことがないように進めていただければと思う。

（委員）

佐倉市の保育の目玉、新たなチャレンジ等が資料に盛り込まれていると良いと考えた。そのようなものがあれば、全面に押し出してプロポーザルを実施してみたいか。

（事務局）

佐倉市の保育の特徴として、令和8年度から始まる「こども誰でも通園制度」があり、「一時預かり事業・託児」についてはニーズが高くさらに枠を増やしているところ。さらに、教育委員会と進めている市内全園を対象とした小学校接続事業などがある。

また、根郷保育園の民営化後に、公立保育園の在り方を検討することも課題となっている。

（委員）

資料2の15ページQ1①主な理由が分かりづらいと感じた。具体的に教えてほしい。

また、新園は現在の根郷保育園の場所に建てられないことは決定しているのか。

（事務局）

資料2のQ&Aについては表現を変えたい。

南志津保育園の移行に伴うアンケートでも分かったことだが、保護者は園での教育を求めているような意見も見受けられた。そういった部分は民間のほうが強いと思うこともある。

移転場所については、資料2の12ページに記載があるとおりで、表現がわかりづらい部分は、改めたい。

(委員)

新園には、看護師の配置は求めているのか。

(事務局)

資料2の10ページ「Q 新保育園の設置認可」の部分では、ソフト面・ハード面の基準の確認をする。この基準では、看護師の設置は必須となっていない。市として公募要領の中で要件を加えるということ是可以する。

(委員)

なぜこのようなことを聞いたかということ、障害児保育ができるのかという視点が気になった。特別なケアは必要な医療的ケア児の受け入れは、看護師が配置されていないと難しい。働きたい医療的ケア児の保護者からのニーズがあるものの、医療的ケア児の受け入れ可能園が限られており、限られた枠に殺到するイメージがあるので、業者任せにせず、市の要件として入れたら良いかと思った。

「転園にするアンケートを実施する」ということだが、誰に対して何のためのものか教えてほしい。資料2のQ&AのQ10,11に関する質問でいう転園のケアは具体的にどのようなものなのか。また、令和11年度の新園開園後に「入園してみたものの、やはり新園が合わないな。」という考えになった方々への配慮はどうするのか。

(事務局)

まず、医療的ケア児の受け入れと看護師の配置についてだが、必須要件とするのか、加点とするのか、決められる余地がある。公立保育園と一部民間保育施設でも医療的ケア児の受け入れ体制はあるところ。

この後、推進委員会の中で議論していけたら良いと考える。

転園への配慮についてだが、現在根郷保育園に在園している在園児について優先的に考えていきたい。通っていた園で卒園ができないという点で優先的に配慮が必要と考える。対象の子の転園希望が必ず叶うというわけではないが、根郷保育園からの転園に関して加点をするなどの配慮ができると思う。新園移行後については、これから根郷保育園に入園す

る方は、移行がわかってて入る方ですし、新園が合わないということですと、その時には対象となるのが4、5歳児で比較的保育枠の空きがある年齢なので、転園できるのではないかと考えてはいるが意見があれば教えていただきたい。

（委員）

新しい園の開園のスケジュールがあると思うが、市民としてはいきなり情報が入ってくるイメージ。民営化と関係のない園の開園の場合、どういうプロセスを経て開園するのか。

（事務局）

現在、市では、保育の量は充足しているため、事業者からの新規園の開園希望はお断りしている。市としてニーズがあると考えれば、認可に向け協力していた。

（委員）

令和7年度に開園した市内民間園があるが、市が新規園の募集をしたというわけではなく、ニーズに沿う提案があったから開設を許可したということか。

（事務局）

ニーズに沿う提案だったので、認可に向けて協力したところ。

（委員）

令和7年度に新規園が開設されたが、園児数が少なくなぜだろうと思ったので、参考までに聞かせていただいた。

（委員）

資料2の5ページ「A 根郷保育園の民営化を進める旨を市民等へ公表」したとのことだが、具体的にどのようなことを実施したのか。

（事務局）

市のウェブサイトで公表したのと、根郷保育園に通うこどもの保護者向けの説明会を開催した。

（委員）

私も市民の一人だが、根郷保育園の民営化についてこの委員会で初めて知った。多くの市民は知らないのではないか。保育園の意義として、地域の雰囲気作りとなる部分があると感じる。卒園児からしても通ってい

た園がなくなり寂しい話かと思うので、在園する保護者が第一優先なのは理解するが、もっと多くの市民に情報が届くような工夫をしていただきたい。

（委員長）

在園していた子どもたちが育った場所がなくなってしまう寂しさというのは、新しい視点。ポジティブなイメージができる情報発信をして、マイナスイメージに転化させないということですよね。

（事務局）

パブリックコメント時にもっと周知できればと思う。

（委員）

新園の移転場所は、市の方でおおよそ決めて公募するという理解でよろしいか。

余談だが、未就学児の減少に驚いている。今後、どのくらい減少するのだろうかと思う。待機児童がなくなるのはいいことだが、保育枠に大量の空きができるのではないかと思うと、新たな問題に差し掛かっているように感じた。

（事務局）

市が場所を決めるというよりは、事業者に提案してもらい、その場所について評価したいと考えている。

（委員）

現在の土地・建物を活用して開設するなら、コストが下がるのかなど費用の問題にもつながるかと思った。

（事務局）

現園と同じ土地で開園する場合、園庭に建物を新設し、建設後、現在の園舎を壊して園庭として利用いただこうと思う。佐倉東保育園の移行の際と同様のやり方である。

（副委員長）

新園の定員は。

（事務局）

現在の根郷保育園と同程度を想定している。

(副委員長)

こどもが少なくなっている状況。すでに JR 佐倉駅南口付近の地域には複数の園があり、今後もっと供給が需要を上回る中で、保育園の生き残りという問題に直面している。

南志津保育園の移行のときには、何名程度が新園ではない他園に転園したのか。

(事務局)

新園ではない他園に転園したのは、民営化する令和 6 年 4 月時点で(転園希望者 16 名のうち、) 8 名。

(委員長)

プロポーザル任せにせず、市である程度縛りを決めて地域のニーズを満たしてほしい。

最後に、資料 1 10 ページ 「3 今後の保育園の役割」の「地域型保育事業の連携施設としての役割」の文言を「中心的役割」としていただきたい。

(委員)

資料 2 14 ページの「(4) 運営に関する配慮」で教育に関することが記載されているが、保育園は教育施設ではないという国の考え方などと合わなくなるので、公募要領などに記載するときには、表現を変えた方がよいかと思う。

(事務局)

現在のガイドラインが公募要領の土台になる。保護者のニーズとして大きかったので記載したが、表現を変えて掲載したい。

(委員長)

保育所保育指針等を見ながら、国の表現と合わせつつ、修正できれば。

(委員)

資料 2 15 ページ Q&A の Q1「多様化する保育ニーズに対応するためには、民間事業者の保育サービスが必要不可欠である。」という文言が気にかかる。公立保育園では、多様な保育ニーズに応えられないのか。

(事務局)

公立保育園でも多様化するニーズに応えられるように工夫をしているので、そのようなご意見はありがたい。

(事務局)

市だけではない様々な事業者の保育サービスが展開されるという意味合いを表現したかったのだが、この書き方は修正する。

(委員長)

改めて、次回の委員会では、資料2の修正案を見せていただく。

## **議題2 利用定員の設定について**

(事務局)

事務局から「資料3 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取等について」に基づき、白井幼稚園の新制度移行に伴う利用定員の設定に係る意見聴取等について説明。

(委員)

幼稚園が新制度に移行するとどう変わるのか。

(事務局)

主に、市から園へのお金の支払い方が変わる。園の教育方針などが変わるということはない。

(委員)

利用定員の何について話せばよろしいのか。

(事務局)

定員数は、園から提案が出ているもの。ご意見があれば伺いたい。

## **報告(1) 子育て支援推進委員会と青少年育成班問題協議会の改編**

(事務局)

事務局から前回の委員会後の進捗について報告。

## **報告(2) 乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)の開始**

(事務局)

事務局から配布資料「こども誰でも通園制度について」に基づき、制度概要の説明及び現在の進捗報告。

(委員)

一時預かり事業と何が違うのか。

(事務局)

こどもを一時的に預けるという意味では変わらない。国の説明によれば、一時預かり事業は親のための制度、誰でも通園制度はこどもの経験、発育のための制度。利用者からすれば、あまり変わらないという印象を受けるかもしれない。

(委員)

自分のこどもが幼いときに一時預かり事業を利用したことがあるのだが、当時親の買い物や美容院などリフレッシュのために使ってはいけない事業だったと認識している。

(事務局)

現在、佐倉市の一時預かり事業は、ひと月あたり1施設15日、親のリフレッシュで活用いただいている。

(委員)

当時と利用条件が変わったのかもしれない。

(委員)

誰でも通園制度を、佐倉保育園及び馬渡保育園でやらない理由は何か。受入人数の総数はどの程度か。

(事務局)

公立保育園でもやらない園がある理由としては、保育士の配置が難しいため。1日あたり、志津保育園4名、その他2名、合計10名程度の予定。

(委員)

受入可能な範囲で始めるということか。

(事務局)

1人あたりひと月10時間を上限に利用できる制度なので、その要件も踏まえて様子を見ながら、今後必要に応じて変更していきたい。

(委員)

一時預かり事業はいい制度だと思う。今後、状況に合わせて誰でも通園制度の枠も増えればいいと思う。

(閉会)

